

第2次

瀬戸内市教育大綱

令和3年4月



はじめに

「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」を目指して



本市は、「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」を将来像に掲げ、その実現を目指して様々な施策に取り組んでいます。

グローバル化や情報通信技術の急速な進展により、社会ニーズが複雑化、多様化する中、本市においては、少子高齢化の進行や共働き世帯の増加などにより、子どもや子育て世代を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いています。

また、大規模な災害のおそれや新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民生活は大きな不安を抱える状況となっています。

こうした状況に鑑み、全ての人が幸せを実感し、このまちに住むことを誇りに思い、このまちに住み続けたいと思うまちづくりを、これまで以上に進めていく必要があります。

このたび、現行の瀬戸内市教育大綱が令和3年3月31日をもって計画期間を満了することに伴い、瀬戸内市総合教育会議において現状の把握及び課題の分析を行い、社会情勢の変化、新たな教育課題等を検証の上、引き続き取り組むべき本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針を定めた「第2次瀬戸内市教育大綱」を策定しました。

この大綱に基づき、瀬戸内市の将来を担う子どもたちをはじめとする全ての人が、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力や、急速に変化する社会を牽引するための多様な力を身に付けることができるよう、感染症対策などの新たな視点も取り入れ、家庭・地域・学校・行政が協働して、持続可能で自立した教育行政を推進していきます。

令和3年4月

瀬戸内市長 武久 顕也

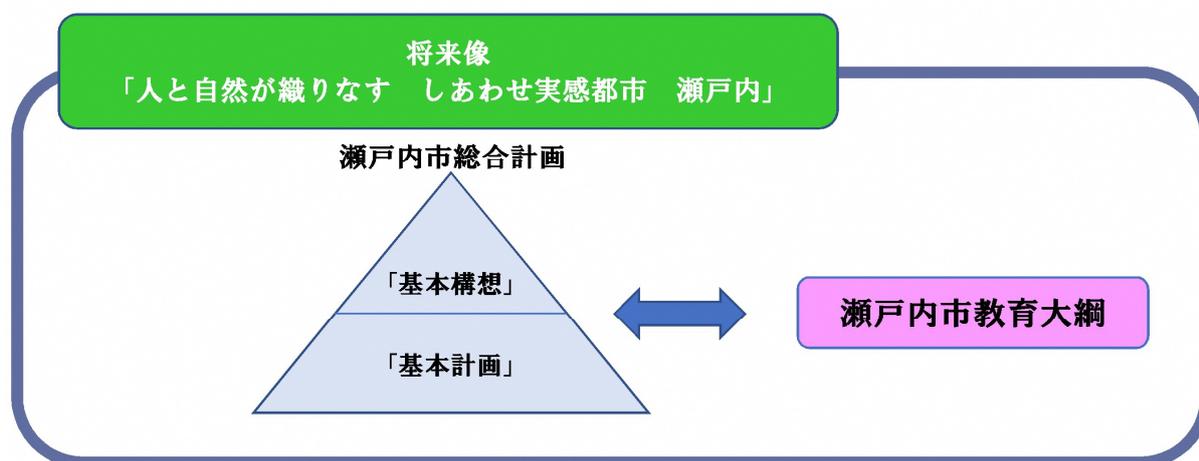
1 大綱策定の目的

この大綱は、市長部局と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育に係る課題やあるべき姿を共有するとともに、市民と行政が協働し、A L L瀬戸内で未来に輝く人づくり、まちづくりに取り組むことにより、瀬戸内市自治基本条例（平成18年瀬戸内市条例第8号）に掲げる「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」の実現を図ることを目的として策定するものです。

2 大綱の位置付け

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項の規定に基づき策定するもので、現下の社会情勢、本市の実情及び教育に関するまちづくりの主要課題を十分に踏まえ、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針として、5つの重点施策を定めています。

なお、この大綱は、「瀬戸内市総合計画」の「基本構想」及び「基本計画」を踏まえ、市長と教育委員会で構成する瀬戸内市総合教育会議において協議を重ね、新たな視点を取り入れて策定しています。



3 大綱の期間

この大綱の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

また、国、県の動向その他社会情勢等の変化に伴い、必要に応じて見直しを行います。

4 大綱の重点施策

重点1

「確かな学力、豊かな心、健やかな体の子どもの育成」

これからの時代を生きる上で必要な資質・能力を確実に育む教育を実現する

- * 学力向上や生徒指導の充実と指導内容・方法の改善
- * 教育環境の改善を図る学校施設や教育設備の計画的再整備
- * 適切な「食」の選択力をつける食育の充実
- * 道徳教育、人権教育及び安全教育（防災教育）の推進
- * 将来の自立を見据えた特別支援教育の充実
- * 学びの基礎力を育成する就学前保育・教育と小学校教育の接続

重点2

「子育て・保育・教育を通して子どもの成長を社会総がかりで支援」

すべての子どもの成長を、学校、家庭、地域及び関係機関が緊密に連携協力し、社会総がかりで支援する

- * 子育ての喜び、楽しさが感じられる子育て支援
- * 家庭教育の充実のための親育ち応援学習プログラムの推進
- * 生活や学習に困難を抱える子ども・家庭への適切な支援
- * 関係機関の連携協力による子どもの健全育成
- * 子育て支援を行う地域ボランティア等（こどもひろば事業、地域学校協働活動）との連携協力
- * 子どもの育ちを市全体で見守るための「こどもひろば」の推進

重点3

「生涯にわたり学びあう市民への効果的支援」

あらゆる年代の市民が生涯にわたり学びたいときに学び、生きがいをもつことができるよう、生涯学習の機会の充実を図る

- * 地域資源等を活用した学びの提供と人のつながりを生み出す公民館活動の充実
- * 地域課題（防災等）の解決に取り組む学習機会の提供
- * 地域の情報拠点として多様なニーズに応える図書館サービスの充実
- * 美術館・博物館等を活用した歴史・文化・芸術に触れる機会の提供
- * 多様な学びを実現できる学習拠点施設の計画的再整備

重点4

「健康で活力に満ちた地域社会の形成」

市民が、いつでも、どこでもスポーツに親しみ、健康づくりや体力づくりを行うことができる環境を整備する

- * 年代に応じた市民の健康づくりや体力づくりのための場所と機会の提供
- * 気軽にできる軽スポーツの紹介と普及
- * 体育協会、スポーツ少年団をはじめ、各種スポーツ団体及び指導者等の育成支援
- * 人々が集い、憩い、安全に使えるスポーツ拠点施設の計画的整備

重点5

「歴史・文化の保存・継承と活用の推進」

心豊かで潤いのある暮らしのために歴史・文化等の地域資源を活用する

- * 豊かに残る文化財の計画的な保存・活用
- * 文化・芸術に関する活動及び創造への支援
- * 故郷を誇りに思う人づくりのための情報発信や学習の支援
- * 歴史・文化の保存・継承に取り組む団体等への育成支援と連携



瀬戸内市教育大綱

令和3年4月

〒701-4292

瀬戸内市邑久町尾張300番地1

瀬戸内市総務部総務課

電話 0869-22-1112

ファックス 0869-22-3304

メール soumu@city.setouchi.lg.jp

瀬戸内市ホームページ URL : <http://www.city.setouchi.lg.jp>